

Comparative Study of the Educational History of the Creation of Chinese and Japanese Elementary School Teachers 2

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/620

中日初等教育教師の創出についての比較教育史的研究

農村小学校の無資格教師を中心に（2）

江森 一郎・胡 国勇*

Comparative Study of the Educational History of the Creation of Chinese and Japanese Elementary School Teachers,—Focusing on Rural Non—Qualified Elementary Teachers

Ichiro EMORI, Hu Guo Yong

II 中日無資格教師について実態比較

1 無資格教師の学歴と学力

新中国初の小学校教師資格条項と見られる「華北小学教師服務暫行規程」には、農村初級小学校教師の資格について、原則として「初級師範学校卒業」としながら、教師不足のため、当面は、「高級小学卒業程度で、革命工作二年以上経験者」としていた。この最低資格基準は、明治日本のそれよりかなり低い。中国の場合には、9年間（小学校6年、初等師範学校3年）の教育を受けると、初等小学校資格教師になれる。これに対して、日本では最も短いコースでも12年間くらいの教育（あるいはこれに相当する免許状試験）を受けないと、小学校資格教師にはなれない。建国初期の中国農村小学校の資格教師の修学歴は、明治後期中学校卒の無資格「代用教師」にすら及ばない。

明治時代には岩手県の無資格教師構成について、初期の「仮教師」「助手」は、従来の私塾・寺子屋の師匠、そして中期の「授業生」、「授業雇」は、高等小学校卒業生、さらに後期の代用教員は、中学校の卒業生あるいは中退生が多かった。初期の無資格教師の資質はかなり多様なので、全体的な比較は困難であるけれども、中期以降、無資格教師の学歴は、大きな差がなくなり、集団としての比較が可能になる。

中国は50年代の小学校数の急増に伴い、小学校教師数の不足は深刻であった。その対応策と

して、次のような政策を採った。すなわち教育部は

「……今後、より多く、より早く、より良く、無駄なくの方針に基づき、適時に小学校教師と幼稚園教養員を育成する任務を完成しなければならず。全力で師範学校と初級師範学校を発展させ、しかも速成の師範クラスを作るという正規の方途を講じて、比較的に適正な教師を育成していくと同時に、いくつかの非正規な短期訓練の措置を使って、地元の教師の不足を補充する。短期訓練で訓練した教師も相当の資質を備えることを求め、少なくとも初等中学校の一年生の知識レベル、相当の政治的な自覚と相当の業務知識、技能を備えさせ、それを以て、小学校教育、幼稚園教育の質を確保する。」¹⁾

と指示し、農村小学校教師の任職条件（資格基準ではない）を「初等中学校の一年生の知識レベル」にまで下げた。当時、小学校教師を供給するルートは、次のとおりであった。

第一に師範学校と初級師範学校 師範学校の卒業生、は都市と鉱工業地区の小学校及び農村地区の高級小学校の教師に充て、初級師範学校は同地区の初級小学校教師に充てる。

ところが1956年当時、全国の2,632県（同じレベル都市の「区」を含む）に対して、師範学校（中級、初級を含む）総数はわずかの592校しかなかった。全国の52万9,043校の小学校、6,346万6千人の小学生に対して、建国から

1956年まで上述の学校の卒業生の合計総数は51万4734名に過ぎず、しかも師範生の進学（奨励されており、二割以上を占めていた）、他の仕事に就くなどの要因が加わり、小学校教師になったのは半数にすぎなかった。だから、限られた数の師範学校の卒業生の配分について、「大、中都市と鉱工業地区の小学校及び農村地区の高級小学校に必要な教師を供給するように確保しなければならない」²⁾という方針が打ち出された。このような状況なので、農村の小学校（特に「民辦」小学校）は、師範学校出身者に恵まれるはずはなかった。

第二に師範速成クラス 高級中学校の生徒を募集した後、初級中学校の卒業生が残っている地区では師範速成クラスを設立して、満16才の中学校卒業生、あるいは同等の学力を持っている青年を募集し、修業年限は一年とした。これを以て、小学校の一年から四年まで（初等小学校）の「比較的に適正」な教師を補充する。

しかし、1949年建国の時、文字を読めない者が八割以上を占めている農村地域では、1956年に至っても中学校の卒業生がまだ珍しいものであったので、初等中学校卒業生を募集の対象とする師範速成クラスを設置する根拠はまったくなかった。

第三に学力を持つ社会人の採用 来歴が明瞭で、政治上に問題なく、初級中学校で一年以上修業した学力を有している者は、短期訓練（1～3ヵ月）を加え小学校教師に充てる。

ところが、従来農村地域で学校で勉学できるものはほとんど地主、富農などの豊かな家庭の子女であった。土地改革以降、これらの人々は「階級の敵」として政治上で差別され、小学校に採用される可能性があまりなかった。また、もし「貧農・下層中農」の階級出身で、しかも学力を持っている人がいると、人材が大変不足している農村では、よりよい職業、地位（例えば共産党、政府の幹部など）が彼らを待っていた³⁾。郷村小学校教師になることは少なかった。

第四に短期師範学校 初等中学校卒業生が少ない、しかも初級小学校の教師不足を短期間で緩和できない地域では、短期師範学校を設置して、満16才～満25才の高級小学校の卒業生、あるいは同等学力を持っている青年を募集し、一年間の修業をさせてから、農村初級小学校の教学を担当させる。これは「文化大革命」前に農村小学校教師を供給する主なルートであった。農家出身の少年たちにとって、高等小学校を卒業後、学力上（農村学校の質が悪いので、都市学校の学生と競争する不利である）、経済上、進学できないため、一年くらいの修業を経て、あるいは直接に村小学校の教鞭をとる。これは少なくともきつい肉体労働も免れるちょうどいい職業であった。

文化大革命期に入ると、中学校の「普及」によって、初級中学校卒業生ないし高級中学校卒業生がどんどん「民辦」教師として農村の村小学校に採用されるようになった。しかし、これらの初等中学校、高等中学校の卒業生の学力が文化大革命前の高等小学校卒業生に及ばないと見られていた。文化大革命の間の農村中学校の「普及」は、修学年限の短縮にともない行われたのである。小学校5年、中学校2年を経ると中卒とされ、さらに2年を加えると高卒とされるようになった。中学校では、教師は一部の小学校から引き抜いた者を除いて、ほとんどが学力が生徒より低い「貧農・下層中農」及び公社・生産大隊の幹部であった。「階級闘争」、「生産労働」が「教育革命」の主な内容とされ、正常な教育活動は全く行われなかった。このような中学校こそ学歴があっても学力のない者を生み出した。これらの人々がまた「民辦」教師として村の小学校に入り込んでしまったのである。

単なる教育年数から見れば、高等小学校卒は6年、短期師範学校卒は7年であるが、文化大革命期間の学歴は信用できないから、学力は教育年数と対応していない。これらの無資格教師の修学歴は、明治30年代中期以降の日本の「代用教師」（教育年数11年の中学校卒業生）はもち

（表1） 全国小学校教師学歴構成変化（％）

年 別	53	59	63	78	81	83	85
中等師範高級中学	13.5	10.9	34.5	47.1	51.8	56.1	60.6
初等師範初等中学	38.2	43.7	47.1	18.6	38.4	36.1	33.5
その以下	48.3	45.4	18.4	34.3	9.8	7.8	5.9

資料出所：『中国教育成就』1949～1980，1981～1985

ろん、明治20年代中期以降の「授業生」（教育年数8年の高等小学校卒業生）にさえ及ばないであろう。

また、1986年から発足した現職「民辦」教師を対象とした能力検定制度から見ると、中日無資格教師の間の格差がはっきり現れる。「教材教授法試験合格証書」の検定試験に合格すれば、小学校で任用することが認められ、「専門合格試験」に合格すれば、資格教師として認められる。適切ではないかもしれないが、後者は明治時代の教師免許状と似ており、前者は小学校で任職には最低条件としての明治時代の岩手県の教師予備学校の卒業試験、あるいは授業生免許と相当すると思われる。

「教材教授法試験合格証書」の検定試験は原則として現行小学校の大綱に基き、試験問題が作成される⁴⁾。小学校低学年（一年から三年あるいは四年）を教えている教師は同じ段階の国語、算数を試験する。高学年（四年から五年あるいは六年）を教えている教師も同じ段階の国語、数学を試験する。その外、音楽、体育、美術を担当する教師は担当している学科を試験する。すなわち、生徒に要求する同等の内容を試験問題にするのである。

一方、岩手県気仙教師予備学校の明治20年の卒業試験（授業生の採用試験に相当）は三日間にわたって、修身・読書・作文・習字・文典・物理・算術・教育管理等八科目を試験した。試験の程度は、後の授業生免許状試験と同じ「師範学校一学年」の水準であった。

例えば、修身は「小学外篇」、読書は「文章規範巻之五 師説」、作文は「智巧恃ムベカラザル

説 友人の某学校卒業したるを賀する文」となった。⁵⁾これらの問題は今日の中国においても、日本においても高校レベルの問題に相当するであろう。とにかく、二つの試験のレベルは比較にならないほど異なっている。また気仙教師予備学校の明治20年のリストから見ると、難しい試験であるにもかかわらず、卒業生の全員が見事に合格した。これに対して、中国の「教材教授法試験合格証書」の検定試験では水増ししても、大量の落第者が出てきてしまった。⁶⁾

2 農村小学校の無資格教師の実態

異なる時代における具体的な教育現場で中日無資格教師の学力、能力の差はどのように現れていたのかはさらに実例をもって、検証したい。

（1）明治時代岩手県の場合

別稿（1）で見た元「和田塾」の教育内容から見れば、師匠佐々木清水はある程度学力を持っている。下矢作小学校沿革史では、17年近くの間一人で和田小学校を支えた彼の学校創立への貢献を高く評価したが、一方、次のような記録も残された。

「明治十年頃ヨリ同十七年頃ニ至ル年間ニ於ケル巡視官吏ノ多クハ、教員学務委員等ガ、事務上聊カニテモ疎漏アルヲ発見セバ、立口（ドコロ）ニ厳シキ譴責ヲ加ヘ、或ハ高声叱咤スル等ヲ常トセリ。又教授上ニモ恣ニ容喙シ、自ラ問題ヲ提出シ生徒ヲ試験セシ事、往々アリタリ。明治十六年二月、巡視セル竹内直養ノ如キハ、属官星周一郎ト共ニ自ラ鞭ヲ執リ、凡テノ学科ニ就キ問題ヲ提出シテ、生徒ノ学力ヲ試験セリキ」⁷⁾

この記録には、当時、教育指導の際には地方教育指導者層に属する巡視官吏の教育指導の非常な厳しさ、同時に、佐々木清水が事務上の「疎

漏」がよくあり、授業も問題があるようで、きつく「譴責」され、叱咤されたことが記録されている。元の和田塾には「算数」の教科がなかったで、佐々木清水が算数に苦手であると推測することができ、授業に問題があるのは算数のみだったかもしれない。

明治十年代の岩手県内において、同じ無資格の小学校教師の間には学力、資質の格差が存在していた。当時の教師の実態について、学事報告として各郡の視学報告書には重要な内容とし

(表2) 明治13年稗貫郡、紫波郡、南岩手郡の教師状況

	稗貫郡	紫波郡	南岩手郡 (県庁下を除く)
総学校数	38	35	28
「教師欠員」学校	5	5	2
教師「出校セズ」学校	2	6	6
「教員宜シキヲ得タル」学校	10	9	12
「教員ノ宜ヲ得ザル」学校	10	9	8
不詳	10	6	

資料出所：明治13年「南岩手・紫波・稗貫三郡臨時巡復命書」により作成

て取りあげられたのである。次表から明治10年代、岩手県内の小学校教師の一般状況を窺える。

まず、教員不足の状態はいまだ常に厳しいものであった。①教師不足のために、有「資格」⁸⁾教師はもちろん、無資格教師すらいないため、授業を他学校の教師或いは他学校の「優等生」により兼任させる学校や授業生（その時点で、授業生はほとんど小学校の上級生徒、或いは卒業生である少年である）、級長しかいないなどの学校が多数存在していた。例えば、豊沢学校は「太田学校ノ優等生、業ヲ授ク」、上飯岡学校は教師欠員のため、「下飯岡学校へ合併シ業ヲ視ル、皆拙劣」、玉山学校は、「教員不在ニシテ、級長ヲ以テ学業ヲ視ル」等々。そして教職の穴を埋めるため、学校設立者である村は「落第生」

（教員学力試験に落第したもの、筆者）すら教員として、「仮ニ業ヲ授ク」とした例もあった。

②一人の教師により支えられた学校が多く、そ

の教師が病気、外出などの場合には、学校を休校にせざるをえなかった。③教師の受け持ちの生徒数が多過ぎて、授業、指導には教師が手が回らないの例も少なくなかった。例えば、日詰学校は「生徒百七十五人、……教員二人ニテ教授手回ラズ。故ニ拙ナキ者多シ」という状況であった。

第二に、教師たちの間の資質の格差が大きかった。全体に言えば、教師の資質がひどいとは言えない。教師の「拙劣」「気魄ニ乏シク」及び「怠惰」「惰気」によって、「教場喧噪ニシテ静肅ナラズ、随テ進歩ノ景況ナシ」の学校、「旧寺子屋ヨリモ拙ナシ」と評価されたひどい学校があったにもかかわらず、「宜シキヲ得タル」、「活発」「教場整肅……授業其宜キニ叶フ」の教師が多数いた。統計数から見れば、学校に勤めている教師の半数ほどはなお適任なのである。しかも「宜ヲ得ザル」教師も学力というよりも教育方法や学校管理など面に適任ではないであろう。小学校が発足してから7年足らずの明治13年貧しい岩手県の農村小学校には、このような教師集団が出来ること自体が、なかなか容易ではなかったのである。

さらに、説明すべき点は、改正教育令により、公立小学校教師の学力試験がちょうどその時から実施されてきたのである。試験に合格すれば教師資格を認められ、合格しなければ教師資格を認めない。だから、多くの現職教師が試験に失敗した場合、自らの名誉が損なわれる恐れがあるので、学力試験を避けるため、教職を辞めることさえあった。学力試験に不満を抱いていた者がかなりいたと思われる。教師が「病気」「不快」「不在」などを口実に登校せず、出校しても「怠惰」「惰気」の状態もあった。⁹⁾これらの教師は学力よりもむしろ態度の問題であろう。

明治20年代以降、尋常小学校の「授業生」は高等小学校卒業生から、そして明治33年から「代用教員」を中学校卒業生からも採用することになった。ところが村の経済的困難のため、高等小学校卒業生でも、「授業生」の待遇を得られ

ず、「授業雇」として小学校に採用されたのである。「授業雇」については、明治23年5月5日付『岩手県学事彙報』の「寄書」欄に「小学校ニ雇員ヲ置クヲ廃スルノ可否」という文章が載せられている。

「余近頃閑暇を得たるを好機として、近村の各学校を参観せしに、所々の学校にて雇なる者を置きたるあり、余其職掌は如何、定めし唱歌科、体操科等専門の学科担当の職員なるべしと、察し居りしが、豈図らんや純然の教員と同等に一学級或は二学級の教授を受け持ち、然も堂々と教授し居たり、其教授の方法の奇怪なると面白きとは、実に捧腹絶倒に堪へざるなり。」¹⁰⁾

十四、五歳の若い「授業雇」たちは、前述のように、試験の内容、成績から見れば、学力は低くない。問題は「其教授の方法の奇怪なると面白き」にある。つまり、学力というよりもむしろ教授方法の問題であったのであろう。

(2) 80年代中国農村の場合

明治時代の小学校無資格教師の実態については、当時の学事報告、新聞などに多くの記録が残されているのに対して、中国の場合には無資格教師を問題視する報道は、社会主義新教育の暗黒面が暴露されることとなるという理由で、禁止されていた。中国の農村「民辦」教師を主体とした無資格教師の実態についての真実の記録は、80年代中期までは少なかった。後に文化大革命の「教育革命」を批判したことから、農村小学校教師の学力・資質の悪さが次第に明らかになってきた。

80年代中期まで、教師総数の中で「民辦」教師の比率はまだ非常に高かった。全体から見ると六割から七割である。幾つか県の実例を通じて、80年代以降の中国農村「民辦」小学校教師の学力資質状況を考察したい。

a 福建省の寿寧県¹¹⁾ 当県は省内の十一の「貧困県」の一つである。548校の小学校数の内訳は、実験小学校の1校、中心小学校の13校、完全小学校（5年制）の126校、簡易小学校（3年制）の359校である。全教師の中で「公辦」教師は719人、「民辦」教師は497人、代用教師（「文化大革命」以前では「民辦」教師に正式に採用される条件として、一般的には、一年ぐらいの「代用教師」を経験しなければならない。80年代初、「民辦」教師の採用が禁止されたあと、農村小学校の教師不足を緩和するため、この名義で自ら教師を採用し続けた）は、409人である。学歴から見れば、全教師の内に中等師範卒は329人（「公辦」教師）、高校卒及び合格證書所持は187人（「公辦」、「民辦」半分ずつ）しかいなかった。両者を合わせても、資格教師は小学校教師全体のわずか31.48%しか占めていない。残りの者の学歴は、ほとんど中学校卒以下である。教師が一人、二人しかいない山間部の簡易小学校では、すべての教師が「民辦」教師、代用教師であり、その中、小学校二年の生徒を教えている小学校三年の学力しか持たない教師すらいる。また、「代用教師」は、ほとんど小学校「民辦」教師の家族で、資質がさらに低い。夜には夫から教えてもらって、昼には生徒に教える代用教師さえ少なくなかった。1986年の始め、県教育局は全県の375名小学校「民辦」教師に対して、国語、数学両科目の中学校卒業レベルの学力テストを実施した。その結果は、県教育局は泣くに泣けず笑うに笑えない状態になってしまった。375人の内、両科とも合格（100点満点、60点合格）したものはわずかの4人しかいなかった。両科平均30点以下の者は342名（91.2%）に達した。

b 山東省広饒県¹²⁾ 当県は山東省における経済的に中等レベルの県であり、1985年に小学校が普及した。同県小学校教師の特徴は「民辦」教師の比率が72%で、非常に高く、従って定められた学歴に不合格の教師の比率も全国平均水準より高いことである。1989年まで、小学校卒

（表3）花官小学校と大碼頭郷一村小学校の教師状況

	「公辦」 教師数	「民辦」 教師数	35才 以下	36 ~50才	50才 以上	学 歴 合 格	学 歴 不 合 格
大碼頭郷村 小学校	2	7	7	2	0	7	2
花官小学校	3	10	8	3	2	11	2

資料出所：上海知力開発研究所『基本教育与国家発展
—中国四十年の歴史経験』241～246頁により作成

業生が小学生を教えている状況は続いている。ここでは農村部で良い学校に属する郷中心小学校の二校の教師状況を次のとおりにとまとめた。

花官小学校と大碼頭郷一村小学校は教師の学歴合格率が当県(62%)においては非常に高い。しかし、花官郷の9人の教師は若手教師が7人、その中の2人の「公辦」教師が中等師範を卒業したばかりの者である、残りの5人は「文化大革命」以後の中学校卒業生であり、独学で中等師範卒資格を取得した者である。35才以上の2人は60年代から70年代初にかけて「民辦」小学校が盛んであった時に高等小学校卒の学歴で教師になってから、研修を経て初等師範卒の学歴を取得した者である。大碼頭郷一村小学校の状況もほぼ同じであり、8人の若手教師は3人が新卒の中等師範生、3人が高校卒、あと2人と35才以上の3人が元中学校卒、後に独学で中等師範卒の資格を獲た者である。50才以上の1人は60年代初に初等師範卒生であり、もう1人は初等中学校卒の両足障害者である。これらの教師のもとで、大量の「留年」生徒が出てきた。例えば、花官小学校の1982年に入学した生徒は1986年卒業する際は12名しか残っていなかった。卒業率はわずか25%に過ぎなかった。

c 貴州省紫雲県¹³⁾ 当県は少数民族地区(ミョ族, ブイ族, 漢族雑居)で、国家の貧困補助計画対象となっている貧困県である。洛河郷は紫雲県で中等収入の郷に属するものであり、打郎郷は「赤貧郷」に属するものである。次表はそれぞれの中心小学校教師についての比較表である。

洛河郷の小学校教育は県内のトップレベルに属し、「民辦」教師の比率、学歴が不適格の教

（表4）打郎郷中心小学校と洛河郷民族学校小学校の教師状況

	「公辦」 教師数	「民辦」 教師数	35才 以下	36 ~50才	50才 以上	学 歴 合 格	学 歴 不 合 格
打郎郷中心 小学校	1	8	5	4	0	6	3
洛河郷民族 学校	32	24	21	7	4	25	7

資料出所：上海知力開発研究所『基本教育与国家発展
—中国四十年の歴史経験』241～246頁により作成

師の比率がともに低い。逆に打郎郷の小学校教育は県内の中等位水準に属し、「民辦」教師の比率、学歴が不適格の教師の比率は県内の平均水準とほぼ同等である。打郎郷中心小学校と洛河郷民族学校と共に「中心小学校」だから、郷内一番の小学校である。しかし、洛河郷民族学校には「国語」「数学」以外の科目も設置されていて、課程計画のとおり授業を行うことができるのに対して、打郎郷中心小学校では、実際には「国語」と「算数」の二科目の授業が行われているだけである。打郎郷中心小学校の校長は病気のため長期間出校せず、学校管理を教導主任(教頭に相当)に任しており、「民辦」教師である教導主任は努力しても、なお学校を正常に運営することができなかった。授業を毎日行うことすらできなくて、毎日平均2時間の授業しかできなかった。当校は、県・鎮より遠く離れ、県教育局の管理、指導も十分に及ばなかった。1988年末の県内小学校の統一試験では、当校一年生の国語、数学の両科目の平均成績は17.5点であった。同時に試験を受けた教育局のモデル学校である洛河郷民族学校の一年生の国語、数学の両科目の平均成績は56.5であり、県内農村小学校の内でもっとも高い成績であった。貧困地域にある二つの農村小学校は非常に大きな差があって、経済的、管理的な原因はもちろんあるが、最も直接の原因は、教師の低い資質学力にあるであろう。打郎郷中心小学校は病気で出校しない校長の一人のみ「公辦」教師で、ほかは全員「民辦」教師である。

他方、明治時代の無資格教師の学力の程度は低かったことがよく言われているが、実は明治

初期の私塾・寺子屋の師匠から小学校教師に転向した無資格教師たちは、伝統教育に関する学力は決して低いとはいえない、足りないのはいわゆる新教育に必要な学力に過ぎなかった。また、明治20年代以降「授業生」たちの学力の程度は教師予備学校試験（授業生の一般学力水準）の内容及び成績からみると低いとは言えないと思われる。十四・五歳の少年教師にとって、不足しているのは学力というよりもむしろ教育的、社会的経験であろう。

一方、新中国農村小学校教育の普及は、従来の極めて弱い文化基盤を更に打ち壊し、「階級闘争」、政治運動の展開に伴って実現されたのである。従来の文化基盤を打ち壊すと同時に、取って替ったのは知識ではなく、「プロレタリア独裁」のイデオロギーについてのスローガンにすぎなかった。小学校教師については、従来の農村知識人の「不用」（ひいては肉体の消滅）と同時に、取って替ったのは、従来の知識・学力と無縁の「プロレタリア政治自覚」をもつ「貧農・下層中農」階層の出身者であった。57年「反右闘争」に現れた知識人への不信から、文化大革命中の知識の無視、ひいては知識の敵視の気風をひきずってきた。こういう政治環境に、農村地域の制約的条件を重ねてみれば、これらの小学校教師の学力向上は全く不可能であった。だから「民辦」教師の学力は全体として、明治時代の無資格教師と比べてかなり低いと言える。

2 無資格教師の待遇についての比較

(1) 無資格教師に対する「優遇」と「冷遇」

「学制」発足の当時、小学校教師（もちろんほとんど無資格教師）は、その多くが従来の私塾・寺子屋師匠の性格を強く持っていた。私塾・寺子屋師匠の威信の幾分かは、小学校教師に転移した。「士族」的威信をもつ初代小学校教師は地方で礼遇されることが少なくなかった。

しかし、貧困な農山村の場合、学校経費を直接に負担する村は政府に定められた給与額のとおりを実施することさえ困難であった。村の小学校教師の実際の給与と「辞令」上の給与とが一致しないという問題が屢々生じてきた。

明治6年学校設立当時には、下矢作小学校の経費、合計金36円50銭¹⁴⁾は学区内の145戸に賦課徴収にされ、この金額に基づいたその年の下矢作小学校経費の支出は、次のとおりになっていた。¹⁵⁾

- 一、金12円66銭 仮教師給料及薪炭・油代共
- 一、金7円45銭6厘 校舎営繕費
- 一、金9円95銭5厘 図書器械等買入代
- 一、金25銭 学校標杭建設費
- 合計金33円32銭7厘

たとえ小学校の全経費を以てしても、契約のとおり佐々木清水の給与額にはまだ足りなかった。わずかの経費で小学校を維持していくため、教師給料の一部の不払いあるいは後払いのは止むを得ないことである。明治6年、佐々木清水は下矢作小学校の「仮教師」に任命された際、「月俸金三円五十銭支給セラル」と契約したけれども、この「三円五十銭」の給料は、いわゆる「辞令面給与」にすぎず、実際的な給与額は1円にすぎなかった。明治8年には年間の実額給与は20円になった。明治9年、彼は準三等訓蒙とされ、給料額は5円に上げられたが、実際の年間支給は27円すぎなかった。明治10年に彼は準訓導補とされ、月俸額は辞令で金5円、実額は4円50銭であった。明治13年になって、初めて実額の五円を支給されるようになった。しかし、明治17年に七等訓導へ昇進することに伴い、給与額は7円50銭まで上がったにもかかわらず、実際の給与額は5円のままで変わっていなかった。その原因は佐々木清水が学区内「人民惣代」の熊谷甚三郎、佐々木良助及び学務委員の伊東健蔵、佐藤喜平治との間に締結した「内約書」に示されている。¹⁶⁾

「現時村費多端且学資蓄積ノ準備未充分ナラザル折柄学区内人民ノ情況ヲ諒察シ、学務委員ニ於テ成規ノ月俸額ヲ以テ任用出願スルニ関セス、内実前書五円ノ月俸額及吏同等ノ旅費日当ヲ受ケル事ヲ約諾ス。」

明治13年から同22年に佐々木清水が転任するまで、彼の実額給与は変わっていない。実際の給与はずっと「辞令面給与」より少なく、明治6年から19年まで、契約給与に照らして、未払い給与は172円あまりという大金に達したけれども、佐々木清水は「敢テ迫ラズ」¹⁷⁾、おとなしくて文句を言わなかったようである。その原因は5円の月給は当時の岩手県、とくに下矢作村のような田舎ではまだ少なくなかったからある。

明治時代、貧困な農村地域では時々小学校教師、特に無資格教師の給与がカットされていたことは、小学校教師の社会的地位が低く、経済面で貧しい証拠としてよく取り上げられる。ところが、田舎の教師の収入は経済不況の時期はもちろん、普段でも地元の農民特に小作農民よりずっと高く、衣食さえ得られない小作農民から見れば、カットする余裕があり、それが当然視されていたということを証明する史料でもある。

明治13年から22年までの佐々木清水の5円の実際の月俸は、当時の岩手県ではどのレベルに属したか。当時普通の警察（巡査・等外）の月給は6円から10円であり、郡の「書役」は4円から6円であった。農業に従事する者の年収は15円から20円であり、また特殊な職人を除く、普通職人の月給は3円から4円前後であった¹⁸⁾。佐々木清水の給与は役人の警察より低いけれども、書役とは変わらず、農業従事者等より倍以上高く、地元では低い水準とは言えない。財政面では極めて苦しんでいる下矢作村にとって精一杯の給与を佐々木清水に支払うということはむしろ「優遇」と言えるであろう。

ところが、すべての無資格教師が佐々木清水のような4円か5円の給料をもらえるわけではなかった。「授業生」「級長」など卒業したばかり、あるいは在学中の14歳、15歳の助手役の無資格教師は良くても2円か3円で、普通は1円か2円しかもらえなかった。

明治10年に起こった西南戦争の出費で経済不況になり、且つ改正教育令により、明治6年から実施されていた小学校への扶助金が打ち切られ、教師の低い給与がさらに下げられた。授業生の月給が半減される厳しい実情も生じてきた。「薄給」のため、教職を辞めてしまう教師が増え、教職に従事しても「自ラ惰氣ヲ帯ビ」、教育にはやる気がなくなり、モラルが低くなっていった。

明治23年の小学校令では、「小学校教員ノ俸給旅費等」が定められ、翌24年、「市町村立小学校校長及教員名称及待遇」によって、小学校教師は判任官待遇とされた。また、明治30年には、給与額の増加と地域間格差の縮小を目的して、市町村の規模別平均額と最低額を定めた「勅令第2号」が出された。政府は小学校教師の給与の安定に努めたのである。しかし、資格教師の給与は法令の最低基準があったが、無資格教師の待遇については、法令による基準がなかった。このため、町村制の実施により、町村の財政が一層苦しくなる中、無資格教師は経費削減策の対象になった。教育費を節約するため、資格教師、さらに準資格教師の「授業生」の雇用をやめ、「授業雇」を雇うようになった。当時の『岩手県学事報告』に掲載された「投書」は、次のように述べている。

「余は其村の村長に向て何故に訓導若しくは授業生を備入れざるやと質問せしに、雇なるものを採用し教員に代用するときは、左の利益ありとこたえられたり。第一 免許状を有する訓導、或いは授業生を備入るときは少なくとも訓導なれば八、九円、授業生なれば四、五円の俸給を支給せざるべからず、然るに雇を以て代

用するときは僅々二、三円の俸給にて足るが故に、訓導一名を備入るる丈の俸額あれば雇員三名或は四名を備ふことを得るを以て甚だ経済上に都合宜しと。第二 訓導授業生は多額の俸給なるが故、多数の教員を備入るることを得ず、雇員なれば寡額の俸給にて宜しきが故、多数を備入るることを得るを以て、一学級に一名づつの教員を置くを得て生徒の教授亦周到なるべし云々、成程村長の説く所痴蛙の浅見にして経済の何物たる教育の何物たるを知らざるものと云ふべし」¹⁹⁾

村の財政の困難、資格教師の欠乏、村長などの村の責任者の教育に対する認識不足などが給与の少ない「授業雇」を大量的に生み出す原因となった。

同じ無資格教師といっても、明治初期の師匠出身の無資格教師たちと、当時及び後の若い「授業生」、「代用教員」などの無資格教師との間には、給与及び給与に現れた社会的地位において非常に大きな差があった。資格教師の増加により、佐々木清水のように無資格者で小学校を支えるケースがだんだんなくなり、無資格教師は助手役しか充てられなくなった。また、採用された無資格教師は年をとった師匠などではなく、ほとんど学校を出たばかりの14歳や15歳の少年であった。政府の政策の変更により、資格を得たり、失ったりした佐々木清水は例外であるかもしれないが、明治20年代以降、長い間無資格教師に留まるケースは極めて少なくなり、無資格教師は正式な職業というよりもむしろ臨時的な職業であった。無資格教師という集団は見習い教師集団とはいえ、絶えず高等小学校あるいは中学校の卒業生を吸収しながら、他方で師範学校の新入生、資格教師（もちろん、教職以外の職に就く者もいたが、比較的になかった）へ転じていく。さまざまな事情のため、就職あるいは進学できずにいる若い少年たちにとって、無資格の見習い小学校教師は一時的な「腰掛け」に過ぎず、わずかの給与はまだ十数歳の

少年である彼らに対してのみ意味がある額であった。

2 農民並みの「民辦」教師の待遇

「民辦」教師という職業は、特定の歴史の背景下に形成されたものである。政府は都市、県・鎮の小学校の「公辦」教師給料を軽工業労働者並みと設定したが、1992年まで、「民辦」教師の給与については、ただ地元の農民、あるいは集団により負担するという原則を定め、具体的給与額の基準は学校の設置者に任せてしまった。

50年代初の「民辦」教師の報酬は、主に労働力の交換、農民からの集金などで賄われ、地区により多少の差があったけれども、全体的には、中等農民収入並みなのであった。人民公社になってから、一般に地元農民と同じく、労働の強度によって決められる労働点数の適用によって仕事量が記録され、獲得した労働点数に応じて当該の集団生産単位の生産高の中から相応の現金ないし現物が支給された。「民辦」教師の給与は、中等農民収入並み、更には中等農民よりやや低く取り扱われてきたのである。

人民公社の崩壊によって、「民辦」教師の「労働点数」プラス補助金という給与制度は、国家からの補助金プラス住民から徴収する「民助」金という制度へ転換された。

陝西省の場合²⁰⁾には、1985年以前、国家の補助金については、小学校「民辦」教師に年額220元を支給して、その外に、毎月一人当たり2.5元の商品物価手当をあたえていった。1985年「公辦」教師の給与が増額されたとき、平野区、山区の「民辦」教師の補助金が月に14元と17元をそれぞれ増額され、年間418元から454元となった。問題は「民辦」教師給与の中の「民助」金、つまり民衆負担の部分にあった。

陝西省の関中平の各県は自然や経済条件に恵まれ、「民辦」教師の給与は他の地域と比べると高かった。例えば、大荔県の場合に、小学校

「民辦」教師に対する「民助」部分の給与は24.5元であった。これと国家補助金と併せると、小学校「民辦」教師の平均月収は56.5元である。その外、毎月一人当たり医療費として1.5元、毎年暖房費の12元、高温費の3元を与えた。同時に、「民辦」教師は責任田を受け取ったから、農業収入が少しあり、総収入が地元農民よりやや高い。

しかし、同省の三割くらいを占めている陝北、陝南の各県は豊かではなかったのに、「民辦」教師の「民助」部分の給与が少ない。例えば安康県の小中学校「民辦」教師給与の「民助」部分は10元から15元しかなかった。ところが、当県の五里区、恒口区は自然条件、経済条件が県内では上位に属しているのに、「民助」が8元から10元しがなく、県内の平均レベルにさえ達していなかった。しかも「民辦」教師に医療費、暖房費、高温費などの福祉費などを一切支給していない。もっとひどいのは夏・冬休み、女子教師の出産休暇の期間の「民助」部分の給与を支給しなかったということである。貧困地域では、「民辦」教師の比率が、豊かな地域より高く、またその負担も重い。「民辦」教師の給与の内の「民助」部分は少ないだけでなく、それを確保することができなくて、教師自らが直接に村民へ「民助」金を徴収させたり、また不払い、遅払いとなることは稀ではなかった。²¹⁾

「改革開放」の政策、人民公社の崩壊、「一部の人々に先に裕福にさせる」のスローガンによって、農村地域では「平均主義」的分配制度が潰れ、有力者（幹部）、有能者（専門技術を持つ人々、或いは商売に上手な人々）たちは真先に裕福になったけれども、「民辦」教師は依然として農民並み収入しかもらえず、元「準幹部」に遇せられた「民辦」教師は心理上のバランスを失った。「貧困を憂えず、不公平を憂える」の思いが生じてきた。さらに一部の地方では、郷・村工業がどんどん発展してきて、農民出身の労働者が農業収入を遥かに超えた賃金を得て

いる。これと対照的に、農村「民辦」教師の経済的地位は一層低くなり、「準幹部」の地位から一部の普通農民以下の地位に陥んだ。

また、同じ農村地域のなかでも経済的格差が存在しているので、「民辦」教師の給与は地元各業の収入ランクの中で位置が違っていた。次表は1989年、異なる経済レベルの郷の教師収入についての比較である。

（表5）蒸淀郷、花官郷、洛河郷、打郎郷の教師年収入の比較（元）

県・郷	所属省・市	公辦教師	民辦教師補助金	地元農業労働力
青浦県蒸淀郷	上海市	2597	—	2579
広饒県花官郷	山東省	1700	974	1040
紫雲県洛河郷	貴州省	1390	456	357
紫雲県打郎郷	貴州省	1369	444	212

資料出所：上海知力開発研究所『基本教育と国家発展—中国四十年の歴史経験』122頁

表の内、青浦県蒸淀郷は上海の郊外にある経済発展が中等レベルに属する郷であり、上海には「民辦」教師が80年代初期からなくなっている。公務員教師の平均年収は農業労働者とほぼ同じである。山東省広饒県花官郷の小学校の公務員教師の収入は農業労働力の収入の1.6倍であり、「民辦」教師の補助金は農業労働力の収入よりやや少ないが、農業生産責任制が導入されているため、給与の補足分として、「民辦」教師は一人あたり1.5畝（1畝は6.67アール、6.195日本畝に相当）の責任田を受け取っている。補助金以外に多少農業収入があるので、総収入は地元の普通の農民と変わらないと思われる。

極く貧困な紫雲県の二つの郷の農村公務員教師の収入は、それぞれ同郷の農業労働者収入の3.9倍と6.5倍に達し、地元役人の平均給与に近づき、役人とともに地元で格別な高収入層であり、農民たちに「大金持ち」とよく言われている。「民辦」教師への補助金は半分を国家（県）財政による教育支出金で賄い、半分は郷・村により民衆から集める「民助」金から賄うはずなのであるが、紫雲県では農民が極めて貧しかった

たので、いわゆる「民助」金を徴収することができない。「民辦」教師の収入は地元の農民と比べると高かったが、公務員教師の収入の三分の一くらいしかなかった。

人民公社が崩壊し、「生産大隊」は「村」へ転換されて、集団の生産資料も「下請け」の形式で農民たちに配分されたため、村は村民たちの収入を調節する権限を失い、「民辦」教師の待遇改善について村の働きが弱くなった。だから、農村地方が豊かであればあるほど「民辦」教師の収入は地元各業の収入ランクの中で低くなり、農民より低いケースも稀ではなくなった。

収入が低いと、「民辦」教師は教職以外の仕事をしなければならない。一家の暮らしを支える中年「民辦」教師は、特にそうである。湖北省荊州地区の5県・市の34校の調査によると、「民辦」教師の90%以上（しないのは年寄り、病気の教師）は教職以外の仕事をしている。教職と農業あるいは養殖業は、「民辦」教師の家計にとって何れも欠くことのできないものであった。調査によれば、「民辦」教師の収入は農村経済景気の変化に伴い変化しているので、平年では教職の収入と農業あるいは養殖業の収入と並び、豊年では後者が高いという。²²⁾教職以外の仕事をやらないと、生活を維持できないし、それをやれば、本人の資質の低下はもちろん、職務に悪い影響を与える。「校長（学校）と女房（家庭）の両面から挟み撃ちに生きている」²³⁾という話は、今日中国農村小学校「民辦」教師の実像を浮き彫りにしているのである。

(3) 「民辦」教師の転職ブーム

別稿(1)に述べたように、明治時代に岩手県の農村無資格教師が資格をとって、資格教師に転身することは、主流であった。これに対して、中国の農村「民辦」教師は転職が目立っている。農村部では「公辦」教師が少ない、これまで「公辦」教師の待遇は、農村地域に限れば、普通企

業と比べても遜色がなかった。しかも転職したら「国家幹部」という身分及び安定した収入を失うおそれがあったから、一般的には転職に慎重であった。逆に「民辦」教師は農民としての身分が変わっていないし、給与が少ないだけでなく、他の福祉待遇も悪く、昇進の道も閉ざされていた。「公辦」教師の資格が取れなければ、教職を失っても惜しくないのである。だから、農村小学校教師の流失問題は「民辦」教師の方に集中していた。

前述のような、一般的に言えば紫雲県のような貧困地域では「民辦」教師の収入が地元農民より高かったのも、「公辦」教師はもちろん、「民辦」教師でさえ比較的人気のある職業であった。逆に豊かな地域では産業が相対的に発達していて、「民辦」教師はもちろん、「公辦」教師でさえ収入が他の職業に追いつかなかった。農村地域の郷・鎮の非国有企業（「民辦」教師のほとんどが農村戸籍を持つものであるから、国有・公有企業に転職できない）を中心とした産業の成長により、転職には客観的な可能性が高かった。「民辦」教師は学歴が不合格であったとしても、地元の者から見ると、彼らはある程度知識人と認められ、就職しても、自営業をしても、地元の農民よりはずっと有利と考えられた。そのため、「民辦」教師の流失は往々そのような地域に集中していた。

例えば、堰師県は河南省における経済の発達した県の一つである。当県の仏光郷東窰村の小学校「民辦」教師は毎年ほぼ全員が替わってしまった。経済条件がかなりよい顧県郷では1985年1月から1986年3月まで、教職以外の職業へ転職した「民辦」教師が45人で、教師総数の11%を占め、その中、工場の従業員になった者は22人、商売をしている者は8人、養殖をしている者は7人、農民に戻った者は7人であった。当郷の回龍湾中心小学校では間もなく卒業する学級の担任教師（「民辦」教師）が店を開いて商売するために、生徒を卒業させる直前に教職を辞めてしまった。顧県郷中心学校（小中学校併

設)の小学校卒業クラス担当の耿嶽北という国語教師は、ある石油精製工場に採用され、倉庫の保管という職種で働いている。月給は300元に近く、「民辦」教師の給与より二倍以上に上がった。²³⁾

ずっと貧しかった「民辦」教師にとって、教職を辞めて他の職に就き、しかも収入が大幅にアップするのは人生が変わるほど魅力があることである。

80年代末から、産業が立ち遅れた貧困な農村地域でも、小学校「民辦」教師は他の形で、教職から離れるケースもあった。海南省の東部、万寧県にある鉱山で働く四川省籍の「盲流」²⁴⁾の中に、楊先生と呼ばれる人物がいた。彼の名前は楊利泉といい、年齢は26才。四川省広安県消河郷小学校の現役「民辦」教師であった。楊先生は二つの証明書類を肌身離さず携帯していた。一つは小学校の証明書である。次のように証明書には書かれている。

「四川省広安県消河郷小学校教師楊利泉同志は1989年2月8日から外出して、学校のために出稼ぎし、その期間が一年間であることを証明致します。便宜を図ってあげてくださるようお願い致します」

これには「広安県消河郷小学校」の朱印も押されている。もう一つは四川省教育庁が1987年10月に発行した教師試験合格証明書である。

出稼ぎにきた経緯を楊先生は、次のように語っている。

「消河郷小学校は生徒600人あまり、教師80人あまりの規模の学校ですが、県財政からは「公辦」教師の給与と「民辦」教師の補助金などの人件費しか支給されません。したがって、学校の事務予算はほとんどないに等しい状態です。学校は、チョークや黒板消しも買えないほどの財政難に苦しんでいます。学校はお金を欲しているし、私たちも可能性があるならと考え、私

ともう一人の教師は、出稼ぎ者とともに海南島にやってきました。学校と契約を結び、どんな事情があっても、私は毎月、学校に100元を納めなければならなりません。そのかわり、学校は私の給料の70元(「民辦」教師の補助金)を今までと同じように私の家族に支給しています。したがって、私は学校に差し引き30元、年間360元を納めるわけです。会社などにあっては、端数として計算されないような些細な金額ですが、貧しい学校にとっては、相当な金額です。少なくとも、これで一年分のチョークを買うことができるのです」と²⁵⁾。

小学校教師資格及び資格と身分及び待遇との一致を一貫して求めている明治時代の教師に関する諸制度に対して、中国では、教師資格制度が断続的に実行されてきただけで、大躍進、文化大革命の長い間には教師の資格、資質などが完全に無視された。しかも資格制度を実施して以降、農村小学校教師の資格と身分及び待遇との一致が求められなかった。

明治日本の場合には、佐々木清水のような元師匠などの年長の教師に対して、村は精一杯優遇したとはいえ、少年無資格教師に対しては、給与が少ない。けれども少なくとも、明治時代の岩手県では、学校を卒業したが進学などできない少年たちにとって、無資格教師という職業は臨時的、見習いの性格が強い、ある意味では将来性のある職業であった。しかも、当時の農村社会では、彼らの収入は同じ年齢層の人々と比べて、少ないとは言えない。これに対して、中国の場合には、「民辦」教師という職業は、固定的な終身の職業である。その待遇は農民並みと設定され、公務員身分に変わらない限り、極貧困地域を除いて、農民とほとんど同じくらいである。低めに設定された給与は、農村小学校を担う「民辦」教師の資質、ないし農村小学校教育の質を高めるには、最も大きいな障碍となっている。

おわりに

中国でも、日本でも、近代的教育制度は自然発生ではなく、明確な目的意識の下に導入されたのである。そこでの教育発展はこうした動機付けを行った主体の行為によって引き起こされたと考えられる。これについては、国家の役割に注目したものは近代化論²⁶⁾があげられる。それによれば、近代化するためには、まず近代的態度、価値観、技能を身に付けた人材が必要となり、学校教育はそうした人材を養成する最も強力な手段である。従って、教育の整備・拡大は、後進国家にとって近代化を進めるための必要条件であり、重要な国家事業である。

中国と明治日本は、ともに教育を「国家事業」と位置づけているが、しかし国家目的の異なるため、「国家事業」としての教育は異なる様相を示している。

明治時代の日本は「文明開化」「富国強兵」の国家目標を立て、「人能ク其才ノアル所ニ応シ 勉勵シテ之ニ従事シ、而シテ後始メテ生ヲ治メ 産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ、学問ハ身ヲ立ルノ財本共云フヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ学ハスシテ加ナランヤ」²⁷⁾という、学問をすることが立身出世につながっているという学問観に基づき、小学校教育はスタートしたのである。

近代学校は、それが社会自体の恒常的自己変革、M. ウェーバーの言う「絶えざる合理化の過程」の維持をその体質とする近代社会の一装置として固定化されたものである。明治時代の小学校はそういう装置として見事に日本の近代化に役割を果たした。しかし、中国の建国初期及び「改革開放」時期に人材育成、人材選別を中心とする都市中心の複線型教育制度下、農村小学校特に郷以下の小学校が無視され、農村社会の変革進歩に対する役割を果たさなかった。逆に長い間中国農村小学校は非合理化の過程を促進する装置になった。後に「プロレタリア独裁」を維持し、国内、国際の政治的脅威を防ぐ、すなわち「プロレタリアの山河が永遠に赤いに

する」という国家目的を達成する手段として、徹底的「愚民」政策が取られた。封建社会の愚民伝統を発展させた。「人民は国家の主人である」、「人民のためにつくす」、「労農兵がすべてを指導する」これらのスローガンは民衆に抽象的、幻想的な最高の権利を賦与しているが、現実の生活の中では民衆の一切の権利を剥奪しているのである。残りは義務だけである。農民にとって、朝起きたら毛主席に伺う、昼はトラクタのように肉体労働に従事し、夜に毛主席へ報告するということは義務になり、「毛主席語録」の暗記、「大海に航行するのは舵手による」と歌い、「毛主席へ限りない忠誠」の舞踊を踊り、とにかく「赤い心を練る」²⁸⁾ことが農村小学校という媒体を通じて農村社会の隅々まで浸透していく。これは中国の農村「民辦」小学校と明治時代の日本小学校の本質的相違である。

小学校という重要な国家事業を担う小学校教師について、明治初期の「小学教師教導場ヲ建立スルノ伺」は、これまでの寺子屋教育について、その師匠に「教育ノ何物タルヲ」知らない者が多く、そこには定まった教授法もなく、ただ朝から夕方まで、こどもが集まって騒いでいるだけだと批判している。それと同時に、小学校という重要な国家事業を担う小学校教師について、「教官教育所之定律」には、「一通り諸学ヲ修メ自己ノ知覚シタル所ノ者ヲ以テ後進ノ士ヲ誘導」すると定義を下した。²⁹⁾日本の初めての小学校教師は政府の文明開化、富国強兵政策を背にして登場したのであるが、「小学校教員が明治初期の社会で演ずべき役割は、学制が民衆の知的水準を早急に高めて、先進文明諸国に追いつくという国家的必要と、政府の治安維持の必要とにもとづいて布かれた、という事情からおのずと帰結される」³⁰⁾のである。小学校教師に近代化の指導者、地方治安の維持者の役割を果たせるため、一定の学力、資質ないし資格を要求しなければならない。同時に一定の社会的地位を与えなければならない。

当時の実情から見れば、小学校教育発足の当

時、明治政府はかなり高い水準の小学校教師の資格と待遇を設定したが、他方、特に岩手県のような後進地方では、長い間所定の資格、待遇にみあった教師採用ができなかった。一時的応急の措置としては、無資格教師を採用する他はなかった。しかしその後、国家と地方とも、もっとも合理的現実的の小学校教師の資格を模索し続けていた。その結果はいわゆる「養成による質」「検定による量」という小学校教師の供給方策により無資格教師の整理である。

他方、中国の絶え間ない政治運動の重要な一環として、旧社会の基礎と見なされた旧来の知識人を消滅させ、知識人のプロレタリア化を目ざした。古代の中国では、「士農工商」という言葉のように、知識人の地位はそう悪くなかった。元の時代、異族の統治下で知識人の地位が若干低下して、「一に官、二に吏、三に僧、四に道、五に医、六に工、七に獵、八に民、九に儒、十に丐（乞食）」といった言葉がきかれるようになってきたが、この表現も謝枋得の「送方伯載帰三山序」³¹⁾によれば、ユーモアのある冗談であり、「儒」（知識人）をからかったに過ぎない。しかし「文化大革命」時期には「知識が多ければおおいほど反動である」という知識観により、中国の知識人を「士農工商」の「四民」のトップから一気に「四民」のビリに転落させてしまった。冗談は真実になった。わずかの農村の小学校教師（知識人であるかどうかはまた疑問がある）も学校から閉め出され、代わりは「顔が黒いけれども、心が紅い」の「貧農・下層中農」の「民辦」教師であった。知識そのものは「反動」の根源であるから、資格はもちろん「民辦」教師に学力、資質を要求することは「修正主義路線」になった。また「新たなブルジョア」の産出を防ぐため、教師の待遇は「貧農・下層中農」と一致しなければならないとされた。これは中国の小学校「民辦」教師と明治時代の小学校無資格の間の本質的相違である。

仮教師、授業生、授業雇、代用教員などは、日本ではもう歴史的な名詞になってしまった

が、これに対して、中国の「民辦」教師たちはまだ、「明清の房子、民国的桌子、新中国的孩子」（明と清の時代の建物に中華民国時代の机と椅子を置き、新中国の子供たちがそれらを利用する）という貧困をきわめる農村小学校を担う主役である。彼らも政治運動の被害者である。いかにして彼らを名実とも一致させる農村小学校教師にするかということは、中国教育の重大な課題である。階級闘争が否定された今日の中国にとっては、「民辦」教師問題の解決を考える際に、明治時代の無資格教師に対して、学力向上を前提として資格の授与、また資格と身分、待遇と一致させた整理策は、よい「鑑」になるであろうと考える。

参考文献

- 1) 1956年6月30日教育部「関与培養小学校教師和幼稚園教養員の指示」『中華人民共和国法規彙編』第三冊、558頁。
- 2) 同上書、559頁。
- 3) 一人息子に自分の希望すべてを託した意思の強い貧農出身の寡婦は、辛抱強く息子を公社にある町の高等学校へ進学させた。文化大革命の時、学校が閉鎖され、その息子は村に戻ってから、すぐ生産大隊の党の支部書記になり、後に地元のボスになった。アニタ・チャン、リチャード・マドスン、ジョナソン・アンガ『陳村』日訳本（小林弘二監訳）筑摩書房、319頁、1989年2月。
- 4) 「中・小学教師考試公合格書辦法」国家教育委員会編『中華人民共和国現行教育法規彙編』637頁、1990年。
- 5) 『岩手県教育史資料』第15集、154頁。
- 6) 『教育研究』編集部編『論師・為師・尊師』天津教育出版社、79頁、1986年。
- 7) 「下矢作小学校沿革資料」『岩手県教育史資料』第14集、302頁。
- 8) この「資格」教師はまだ国に認められないものである。
- 9) 「南北岩手県、北・東・南閉伊郡視学巡回復命書」『岩手県教育史資料』第三卷（1）、188～189頁。

- 10)『岩手県教育史資料』第18集, 268～270頁。
- 11)「寿寧県実施義務教育調査」『中国普及義務教育調査』天津人民出版社, 396～405頁, 1986年。
- 12)「中国農村中等水平地区基本教育和社会發展——山東省広饒県案例研究報告」上海知力研究所『基本教育与国家發展——中国四十年的歴史経験』232～251頁。
- 13)「中国農村貧困地区基本教育和社会發展——貴州省紫雲苗族布依族自治県案例研究報告」同上書, 203～231頁。
- 14)「下矢作村小学校沿革史資料」『岩手県教育史資料』第十四集284頁。
- 15) 同上書, 285頁。
- 16) 同上書, 267頁。
- 17) 同上書, 268頁。
- 18)『岩手県史』10巻493頁を参照。
- 19)「岩手県学事彙報」第百九十八号,『岩手県教育史資料』第十八集268頁。
- 20) 陝西省教育厅「関与落實我省民辦教師工資待遇情况的報告」, 陝政辦發「1986」54号, 陝西省人民政府辦公厅転発。
- 21) 例えば, 1993年まで, 河北省の75県には「民辦」教師給料の未払い総額は7920万元に達した。遼寧省は7851万元, 広西は1億元以上, 黒竜江は4451万元, 連続六ヵ月に給料を不払いの記録はあった。「21世紀, 中国誰執教鞭」『民主与法制』1994年1期。
- 22) 周運濃「関与教師「第二職業」熱潮的調査与思考」『教育研究与実験』(武漢) 1993年1期135～137頁。
- 23)「河南省堰師県義務教育調査」『中国普及義務教育調査』天津人民出版社, 476頁, 1986年。
- 24) 現在の中国の流通語, 80年代の以前, 農民が地元縛られて, 他の地域に行けなかった。行けば, 「盲目的に都市に流入」とされ, 強制的に地元に送還される。その後, 他の地域への出稼ぎの農民はすべて「盲流」と呼ばれる。
- 25) 何博曇『山壩上的中国』広東人民出版社, 236頁, 1993年4月。
- 26) 大塚久雄『近代化の人間の基礎』筑摩書房, 1986年。麻生誠『近代化と教育』教育学大全集3, 第一法規, 1979年。
- 27)「学制被仰出書」
- 28) 前掲『陳村』, 筑摩書房, 1989年。
- 29) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史・第三巻』857頁, 1974年。
- 30) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社, 33頁, 昭和33年。
- 31)『元文学要』中華書局, 174頁, 1982年。